

地域福利増進事業のイメージ

○ **地域福利増進事業とは、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる以下に掲げる事業であり、原状回復が可能なもの。(事業主体は限定されない。)**

- ① 道路法の道路、駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業
- ② 学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業
- ③ 公民館又は図書館の整備に関する事業
- ④ 社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業
- ⑤ 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業
- ⑥ 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業
- ⑦ 被災者の居住の用に供する住宅の整備に関する事業であって、災害救助法が適用された市町村の区域内において行われるもの
- ⑧ **購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものの整備に関する事業であって、以下の区域内において行われるもの**
 - ・ 災害救助法が適用された市町村の区域内
 - ・ 周辺地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域内
- ⑨ **収用適格事業のうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業**
- ⑩ ①～⑨に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場等の整備に関する事業

恒久的な利用が一般的である収用適格事業のうち、地域住民等の福祉又は利便の増進に資するもので一時的な利用が考えられるもの

収用適格事業ではないが、地域住民等の福祉又は利便の増進に資するもので一時的な利用が考えられるもの

○ **都道府県知事の裁定により最長10年間の使用権を設定し、事業実施を可能に。事業者は、補償金を供託し、原則として使用終了後に土地を原状回復。異議がない場合は使用権の延長が可能。**

活用のイメージ

所有者がわからず、適切に管理されていない土地(イメージ)



・ポケットパーク(公園)



・イベントスペース(広場)



・直売所(購買施設)

